

## 離職者雇用促進助成金【概要】

◇助成対象事業者：次の要件のすべてを満たす士幌町内の中小企業者

- ①主たる事業所が士幌町内にある中小企業者であること
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日以降に離職した対象労働者を10月31日までに雇用（正規雇用労働者として6か月以上の継続雇用）すること
- ③対象労働者の主たる勤務地は、士幌町内の事業所とすること
- ④対象労働者を雇い入れた日の前日から起算して6か月前の日から申請日までの期間に、事業者の都合で従業員を解雇していないこと
- ⑤申請日の前日から起算して過去1年間の期間に、対象労働者を事業者の都合で解雇していないこと

◇助成額：対象労働者1人当たり30万円

※対象労働者を雇い入れてから3か月の間に対象労働者に支払われた賃金が1人当たり30万円を下回る場合は、その額とする。

